



E

4 ALBERT EMBANKMENT
LONDON SE1 7SR
Telephone: +44 (0)20 7735 7611 Fax: +44 (0)20 7587 3210

SN.1/Circ.332/Add.1
6 February 2016
ENGLISH ONLY

SAFETY OF NAVIGATION

**INFORMATION ON THE LAUNCH OF AN EARTH OBSERVATION SATELLITE
"KWANGMYONGSONG"**

At the request of the Government of the Democratic People's Republic of Korea, the information, contained in the annex on the change of the launch date of an earth observation satellite "Kwangmyongsong", is brought to the attention of Member Governments and international organizations.

ANNEX



조선민주주의인민공화국 국가해사감독국
MARITIME ADMINISTRATION OF DPR KOREA

Add: Ryonhwa-2Dong, Central District, Pyongyang, DPR Korea
P.O.Box 416, Tel: 850-2-18111 Ext.8059, Fax: 850-2-381 4410,
E-mail: mab@silibank.net.kp

런던

국제해사기구 총서기 앞

총서기선생,

나는 2016년 2월 2일 총서기선생에게 보낸 지구관측위성
《광명성》발사계획통보문과 관련하여 발사에정날자가 2016년
2월 7~14일로 변경되었음을 통보하는 바입니다.

숭고한 경의를 표합니다.

조선민주주의인민공화국 국가해사감독국 국장

전 기 철

주체 105(2016)년 2월 6일

평 양

(Translation)

Pyongyang, 6 February, Juche 105(2016)

Mr. Secretary-General,

With reference to my notification letter dated 2 February 2016 on the launch schedule of earth observation satellite “Kwangmyongsong”, I have the honour to inform you that the reserved launch date has changed to 7~14 February 2016.

Please accept the assurances of my highest consideration.

Jon Ki Chol
Director-General
Maritime Administration
Democratic People's Republic of Korea

Mr. Lim Ki Tack
Secretary-General
International Maritime Organization
London

事 務 連 絡
平成 2 8 年 2 月 6 日

船舶運航事業者各位

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に関する
海事関係の対応について<事前通報期間の変更> (依頼)

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射が2月7日(日)から14日(日)の各午前7時30分～午後0時30分(日本時間)に予告されており、設定された危険区域は別紙のとおりとなっています。つきましては、貴社におかれましては下記に事項につき報告方ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

1. 危険区域の航行予定の確認について

原則、危険区域を迂回航行するものと考えておりますが、発射予告時間帯にやむを得ず危険区域内を航行することを予定している場合は事前に当室まで報告してください。

2. 発射に関する情報提供について

発射に関する緊急情報については、情報の速達性の観点から電子メールを用い、事前に登録された以下の方宛に送信するので速やかに本船等関係者に周知していただきますようお願いいたします。

- ・ 日本船主協会、日本外航客船協会、日本旅客船協会、日本内航海運組合総連合会、日本長距離フェリー協会の緊急連絡担当者
- ・ 日本外航客船協会安全対策委員会委員
- ・ 船舶保安統括者（会社保安職員、CSO）

3. 被害状況の報告について

(1) 外航旅客船

発射確認の連絡を受けた後、15分以内に全ての船舶の状況を報告してください。

- ・ 報告時間（報告が人工衛星発射後の状況であることの確認のため）
- ・ その時点の船舶位置（緯度、経度）
- ・ 被害の有無

(2) 外航貨物船

被害があった場合若しくは危険区域内を航行していた場合は報告してください。
それ以外の場合は報告不要です。

(3) 内航旅客船

日本領域内への落下情報があった場合、落下地点情報が判明次第ご連絡いたしますので、落下した地点周辺を航行中の全ての旅客船について、船舶の状況（旅客・船員の安否、船体被害状況等）について報告して下さい。

(4) 内航貨物船

日本領域内への落下情報があった場合、落下地点情報が判明次第ご連絡いたしますので、落下した地点周辺を航行中の全ての貨物船について、船舶の状況（船員の安否、船体被害状況等）について報告してください。

(5) 報告先

報告は電子メールまたは電話にて行うものとします。

国土交通省海事局安全政策課危機管理室

・電子メール：nomiya-m2ni@mlit.go.jp,
nagai-t29n@mlit.go.jp
nakamura-r27f@mlit.go.jp

・電話： 03-5253-8616（直通）
090-2455-1077（野宮）
090-2455-1025（永井）
090-2455-1022（中村）

内航船については、被害が確認された場合には、最寄りの地方運輸局連航労務監理官へもご連絡をお願い致します。

(6) その他

その他、落下物に関する目撃情報等があれば随時ご報告ください。

以上

